

第3期

子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

比布町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	2
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	2
3. 計画の位置づけと期間	3
4. 計画の策定体制	4

第2章 本町の現状

1. 人口の動向	6
（1）人口の推移	6
（2）世帯の推移	7
（3）出生数の推移	7
（4）合計特殊出生率の推移	8
（5）女性の労働率の状況	8
2. 将来人口推計	9

第3章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	11
2. 教育・保育提供区域について	12
3. 保育の必要性の認定について	12
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	13
（1）特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	13
（2）保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）	13
（3）認可外保育施設等	14
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	15
（1）利用者支援事業	15
（2）地域子育て支援拠点事業	15
（3）一時預かり事業	16
（4）乳児家庭全戸訪問事業	17
（5）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	17
（6）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	18
（7）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	18
（8）延長保育事業	19
（9）病児保育事業	19
（10）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	20
（11）妊婦健康診査事業	20
（12）子育て世帯訪問支援事業	21
（13）児童育成支援拠点事業	21
（14）親子関係形成支援事業	22
（15）妊婦等包括相談支援事業	22
（16）乳児等通園支援事業	22
（17）産後ケア事業	23

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	23
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	24
6. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	24
(1) 認定こども園の普及及び推進	24
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進	24
(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	24
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	25
8. 関連施策の展開	25
(1) 産後の休業及び育児休業後における	
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	25
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を	
要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	25
(3) 次世代育成支援に関する事業の推進	26
 第4章 計画の推進体制	
1. 市町村等の責務	31
2. 計画の推進に向けた役割	31
(1) 行政の役割	32
(2) 家庭の役割	32
(3) 地域社会の役割	32
(4) 企業・職場の役割	32
(5) 各種団体の役割	32
3. 計画の推進に向けた3つの連携	33
(1) 市町村内における関係者の連携と協働	33
(2) 近隣市町村との連携と協働	33
(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働	33

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から令和元年度までを第1期、令和2年度から令和6年度までを第2期とした「比布町子ども・子育て支援計画」を策定し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会で支援する環境を整備することを目的に、子ども・子育て支援サービスについて必要となるサービス提供量の確保を図るため各種施策を推進してきました。

しかしながら、近年の社会情勢や子育て世代の就労に対する意識の変化から、保育ニーズの低年齢化が進んだことにより、平成30年に本町では初めてとなる待機児童が発生したことを受け、令和2年4月に3歳未満児を対象とした小規模保育施設「うれしば保育園ぴっぷ」が開設され、保育ニーズの受け皿を確保し、待機児童の解消が図られたところです。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、これまで子ども・子育て支援サービスの対象となっていなかった認可外保育施設等が利用対象となり、サービス選択の幅が広がるとともに、町内の認可保育所「くるみ保育園」が移転・新築し、令和7年4月から町内初の保育所型認定こども園として開設されます。幼稚園の機能も持つことで、これまで保育所に入所できなかったお子さんが利用できるようになるなど、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に応じた施策の推進が必要となります。

このことから、第2期計画で推進した施策の評価を行うとともに、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、さらなる施策を推進するため、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2. 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正され、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指しています。

具体的には、4種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の設備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとしています。

(2) 保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供する保育の量や種類を増やすことで、待機児童の解消を図ることとしています。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを行うこととしています。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ることとしています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりを目指しています。

3. 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定された「比布町子ども・子育て支援計画」を継承する計画で、令和7年度から令和11年度までを期間とする本町の子育て支援の総合的な計画となります。

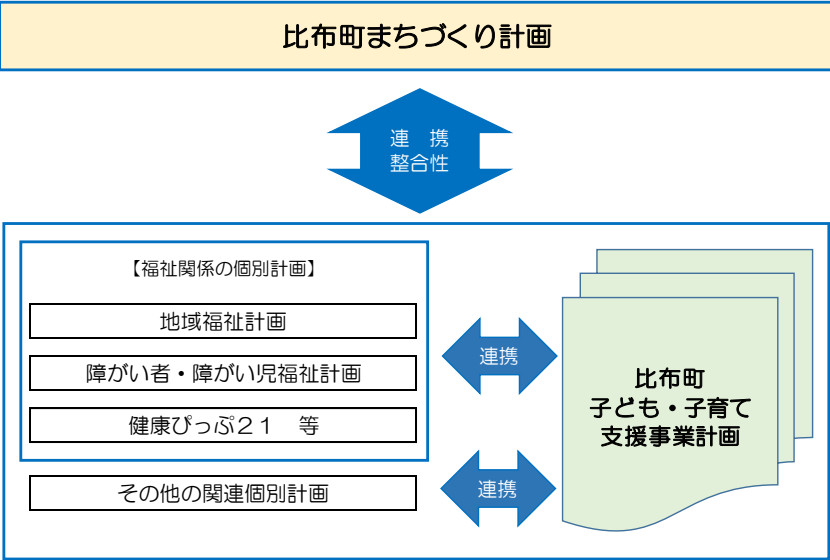
この計画では、地域福祉計画、障がい者・障がい児福祉計画、健康びっぴ21、その他の関連個別計画との連携を図り、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
比布町まちづくり計画	第13次				
比布町地域福祉計画	第5期				
比布町子ども・子育て支援事業計画	第3期				
比布町障がい者・障がい児福祉計画	第7期・第3期				
健康びっぴ21	第3次				

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「関係団体」などから構成される「比布町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

本町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施し、日々の子育てに関してどのような意見や要望をお持ちであるのかをうかがい、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

- ・調査対象者 ①就学前児童のいる世帯で町内保育園に通園している世帯
 ②中央学校前期課程児童（１～６年生）のいる世帯
- ・調査方法 対象世帯にアンケートチラシを配布し、Web回答による回収調査
- ・調査期間 令和６年１２月２４日 ～ 令和７年１月１０日
- ・回収状況 ①未就学児調査 回答率：１９．０４％ （対象者：８４人 回答者：１６人）
 ②前期課程児童調査 回答率：１５．２３％ （対象者：１５１人 回答者：２３人）

(3) 国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

第2章

本町の現状

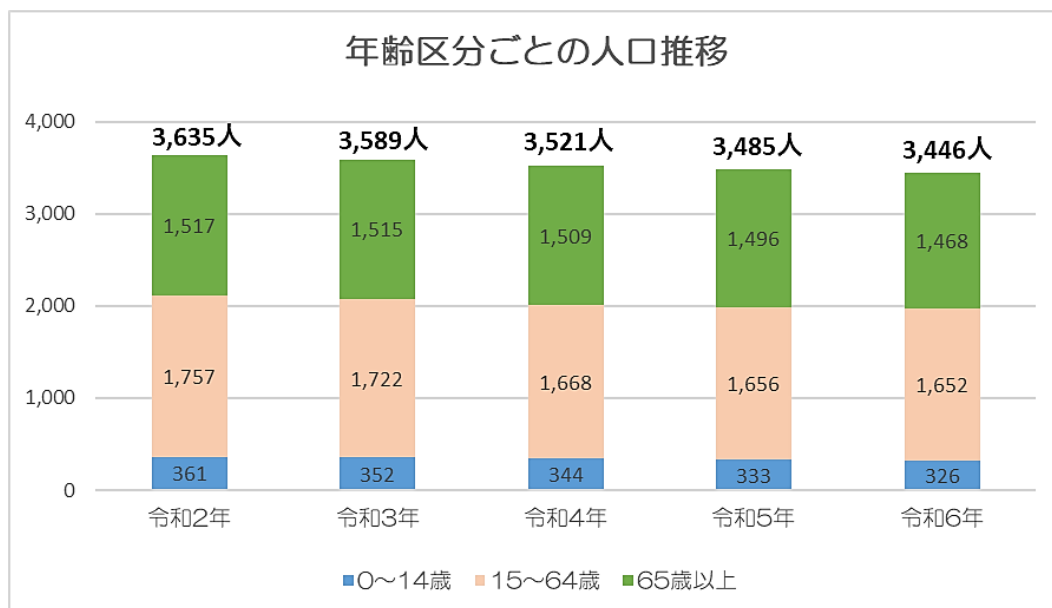
第2章 本町の現状

1. 人口の動向

(1) 人口の推移

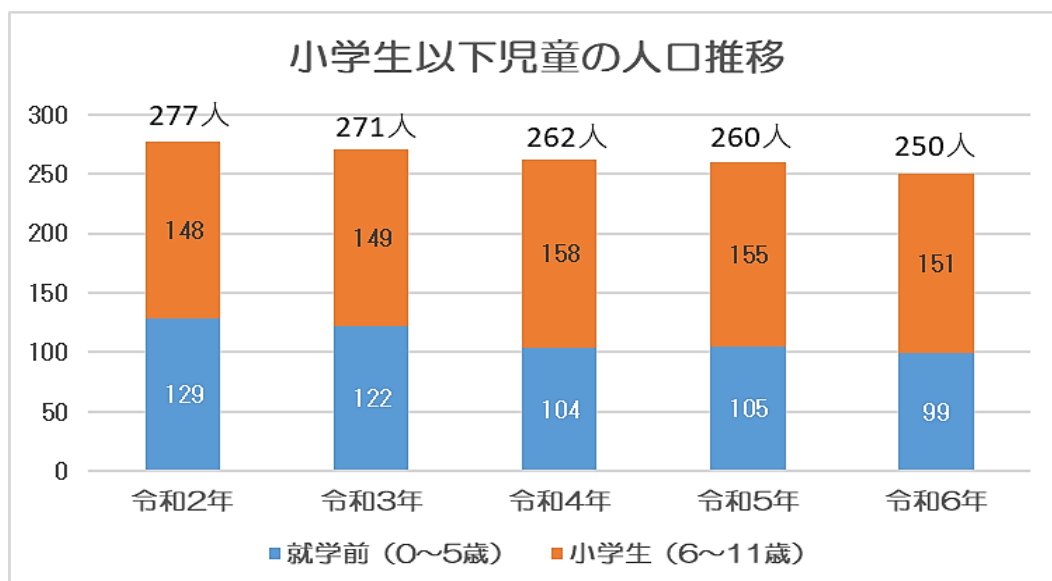
本町の人口は、3,635 人（令和2年）から 3,446 人（令和6年）へと年々減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65 歳以上の高齢者及び 15～64 歳の生産年齢人口は年々減少傾向にあり、特に 14 歳までの年少人口は、361 人（令和2年）から 326 人（令和6年）と△9.7%となり、少子高齢化がより一層進行した状況となっています。



各年4月1日現在
住民基本台帳

小学生以下の児童人口に関しては、年々減少していますが、小学生（前期課程）では 150 人前後で横ばいとなっています。

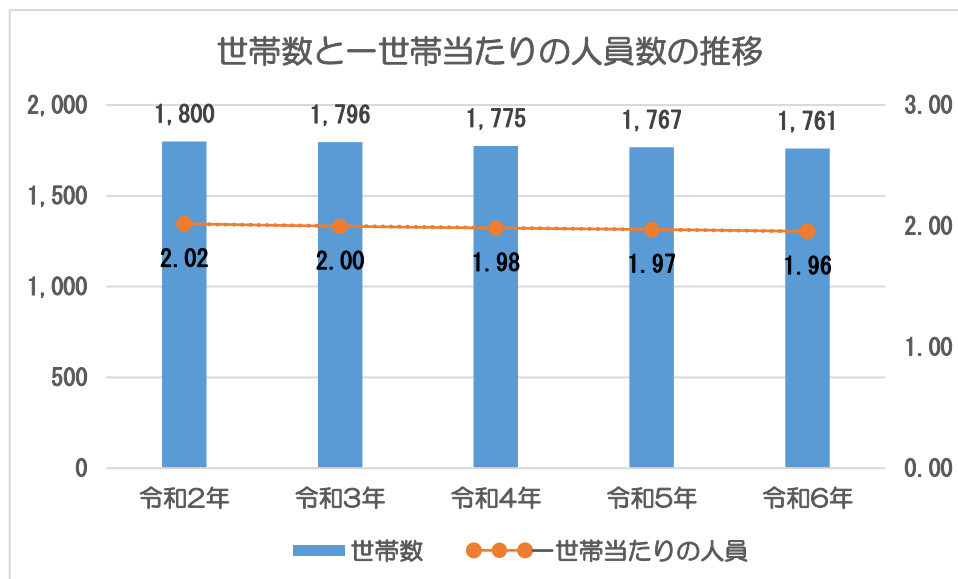


各年4月1日現在
住民基本台帳

（２）世帯の推移

本町の世帯数は、令和２年の 1,800 世帯から微減で推移しています。

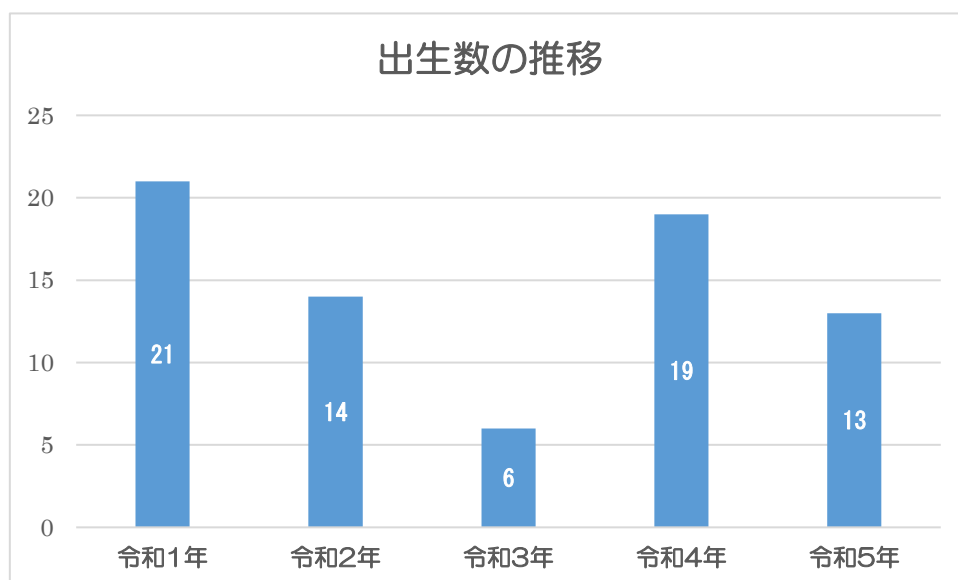
また、１世帯あたりの人員は、2.02 人（令和２年）から 1.96 人（令和６年）と年々減少しており、核家族化の進行が見られます。



各年４月１日現在
住民基本台帳

（３）出生数の推移

本町における令和元年以降の出生数で最も多かったのは、令和元年の 21 人で、最も少なかったのが令和３年の 6 人となっており、年度ごとにばらつきが見られます。

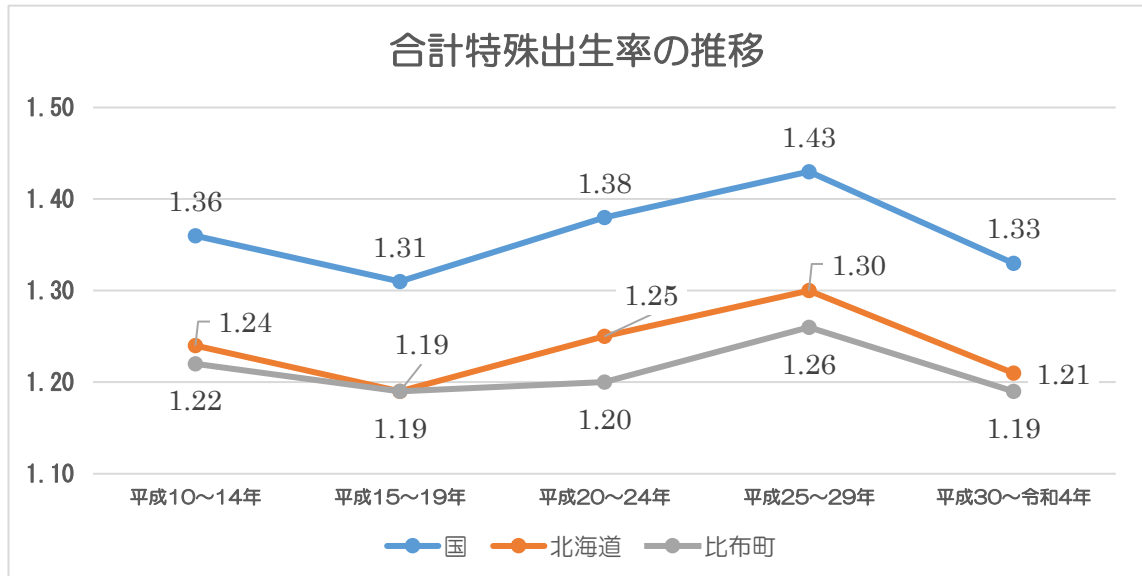


行政報告

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49 歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

本町の合計出生率を国や道と比較すると、いずれの年代も国や道と同じか下回って推移しています。

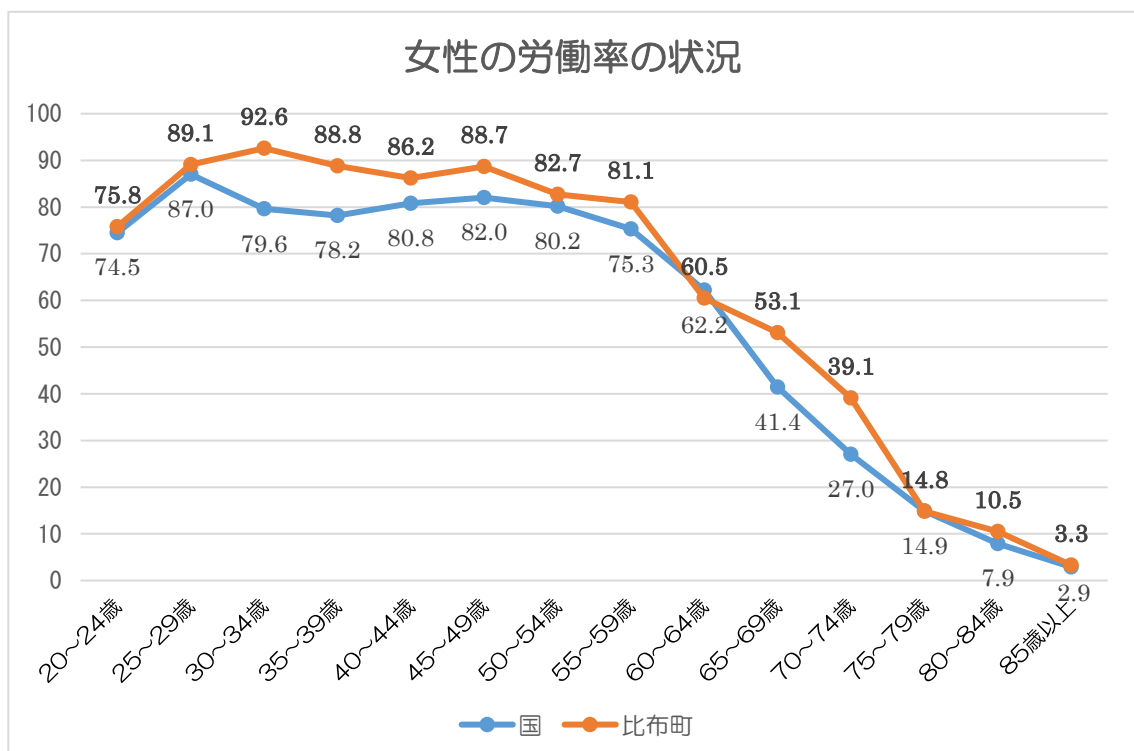


人口動態保健所・市区町村別統計より

(5) 女性の労働率の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本町における女性の就労割合は国平均と比較しても高く、特に 30～34 歳及び 70～74 歳までが高い状況であり、他の年齢においても就労率が高い傾向にあります。



令和2年 国勢調査

2. 将来人口推計

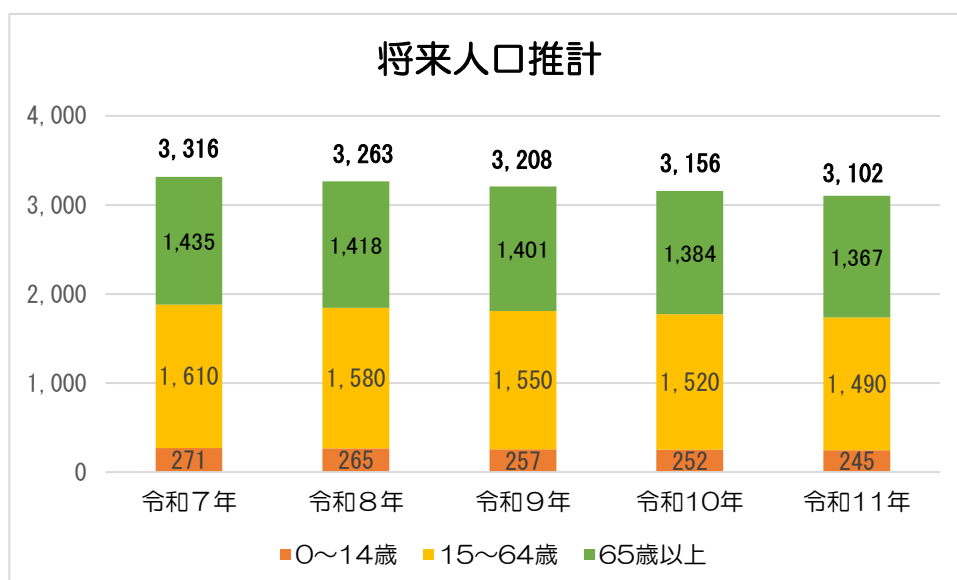
以下に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が3,102人、年少人口が245人と見込まれています。

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口（0～14歳人口）	271	265	257	252	245
0～4歳	83	82	80	79	77
5～9歳	91	90	88	87	86
10～14歳	97	93	89	86	82
生産年齢人口（15～64歳）	1,610	1,580	1,550	1,520	1,490
老人人口（65歳以上）	1,435	1,418	1,401	1,384	1,367
合計	3,316	3,263	3,208	3,156	3,102

比布町人口ビジョン改訂版より



第3章

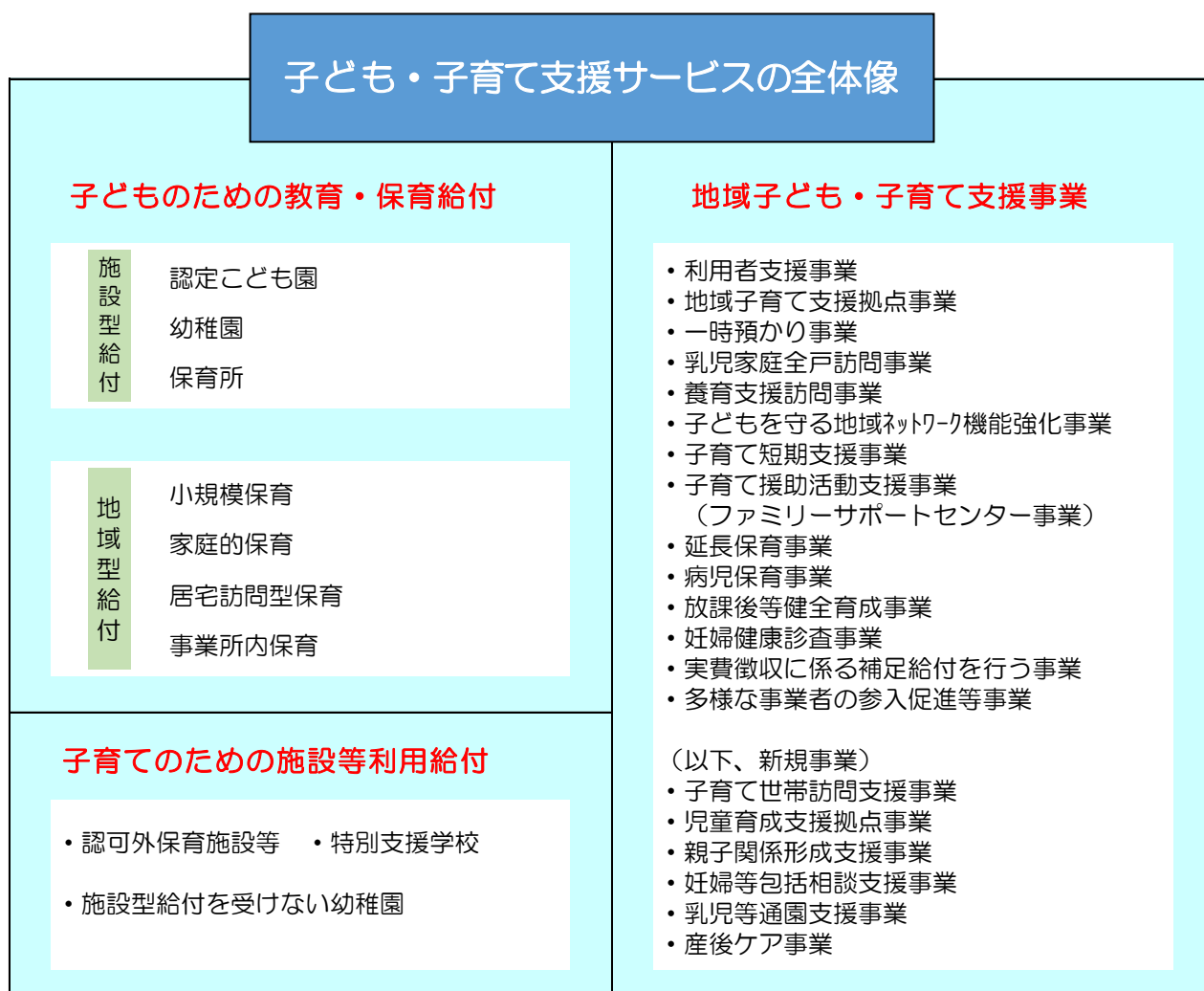
子ども・子育て支援サービス

第3章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援法では、行政が保護者などに提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大別されてきましたが、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、認可外保育施設等を利用する場合も対象となり、サービス利用の選択肢が拡充されています。

「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービス提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村毎に地域の実情に応じてサービス提供を行うのが大きな違いです。



2. 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

区域の考え方については、地理的条件や交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための整備状況等その他条件等を勘案したものであること、また、教育・保育を提供するにあたり事業量の調整が適切であるか、事業の利用実態を反映しているか等を踏まえ、区域を設定することとなっています。

本町では、①「保育所等については、自宅から近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択されることが考えられ、複数区域を設定した場合も自宅地域と利用保育所が一致しない場合が予想されること」②「義務教育学校が1校しかないこと」を理由に、町内全域を一つの区域として定めています。

3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども(2号認定を除く)
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由(保護者の就労や疾病等)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由(保護者の就労や疾病等)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめています。

(1) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相應しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	5	5	5	5	5
B. 確保提供数	10	10	10	10	10
差異(B-A)	5	5	5	5	5

【確保の方策】

ニーズ量の見込みが確保提供数を下回っています。

なお、認可保育所として開所しているくるみ保育園が令和7年4月より保育所型認定こども園へ移行を予定しており、一定のニーズ量があるものと予想されますが、確保提供数の範囲内と想定し、量の見込みを算出しています。

(2) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設等）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設であり、本町ではくるみ保育園、うれしば保育園ぴっぴの2施設が該当施設となります。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設で、本町では令和7年4月からくるみ保育園が該当施設となります。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	79	70	66	60	47
2 号認定	55	51	48	42	29
3 号認定 (0 歳)	2	2	2	2	2
3 号認定 (1 歳)	8	8	8	8	8
3 号認定 (2 歳)	14	9	8	8	8
B. 確保提供数	79	79	79	79	79
特定保育施設	60	60	60	60	60
特定地域型保育施設	19	19	19	19	19
差異 (B－A)	0	9	13	19	32

【確保の方策】

ニーズ量の見込みが確保提供数と同数か下回っている状況となっています。近年は低年齢層の保育利用希望が増加傾向にあるため、ニーズ量は変化するものと考えられるため、引き続き状況を注視していく必要がありますが、確保提供数での保育対応が可能と見込んでいます。

(3) 認可外保育施設等

児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない、小学校就学前の子どもを預かって保育する施設です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	1	1	1	1	1
B. 確保提供数	0	0	0	0	0
差異 (B－A)	△1	△1	△1	△1	△1

【確保の方策】

本町には該当施設がなく、現状、保育所等で対応できるよう、教育環境整備に努めています。今後の多様なニーズに対応できるよう保育所等の運営事業者と保育内容等について検討していきます。

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町においては、利用者支援の調整等は保健福祉課（子育て支援センター）による対応を行っていましたが、令和3年度から「比布町子育て世代包括支援センター」を設置し、実施しています。設置により相談窓口の一元化を図り、さまざまな相談に予防的支援として継続的な関わりを行う体制や関係機関（母子保健・学校等）との連携を行います。

【量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型（箇所）	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型（回）	16	16	16	16	16

【確保の方策】

基本型については、母子保健はもとより、児童福祉も含めたそれぞれの部門の連携・協働を深め、虐待等への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応を行えるような環境整備を図っていく予定です。

妊婦等包括相談支援事業型は、妊婦やその配偶者等に対して、必要な情報提供や相談に対応し、ニーズに応じて支援につなげる伴走型相談支援を行っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本町では、「こどものひろば」が対象事業となります。

【利用実績】（年・延人数）

	令和5年度
利用者数	1,075
実施箇所数（箇所）	1

【量の見込み】（年・延人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

【確保の方策】

共働き世帯の増加や保育ニーズの変化による保育所等の利用率が上昇するものと見込んでいますが、事業の週5日開催や内容の充実を図ることで今後も利用者数が一定数いるものと見込んでいます。今後も適宜内容等の見直しを行いながら、事業の充実が図れるよう継続して事業展開していきます。

（３）一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型・預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【実施状況】

本町には該当施設がないため、実施していません。

【量の見込み】

（年・延人数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	300	300	300	300	300
B. 確保提供数	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
差異（B－A）	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700

【確保の方策】

本町では、令和 7 年 4 月にくるみ保育園が認定こども園へ移行することに伴い、一時預かり事業に対応できることとなります。なお、ニーズ量の見込みは、確保提供数を下回っているため対応可能な状況となります。

②幼稚園以外における在園児以外を対象とした一時預かり（一般型・一時預かり事業）

保育施設を利用していない家庭の子育ての負担を軽減するため、通院、冠婚葬祭、親のリフレッシュ等希望のあった子どもを一時的に預かる事業です。

【実施状況】

こどものひろばで実施しています。

【利用実績】

（年・延人数）

	令和 5 年度
利用者数	13
実施箇所数（箇所）	1

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	120	120	120	120	120
B. 確保提供数	480	480	480	480	480
差異 (B-A)	360	360	360	360	360

【確保の方策】

ニーズ量の見込みが確保提供数を下回っていることから、対応可能な状況となります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問数	8	8	8	8	8

【確保の方策】

従来通り保健師等による家庭訪問を実施し、子育てに関する相談、指導、助言などを行い保護者が不安にならず安心して子育てできるように、今後も継続して事業を展開していきます。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- ・養育支援訪問事業…乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業…要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関等の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問数	1	1	1	1	1

【確保の方策】

- ・養育支援訪問事業…保健師による家庭訪問を実施し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことで、保護者による養育が適切に行われるよう事業を展開していきます。
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業…比布町要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携を図り、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりを進めます。

（６）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】

①上川中部こども緊急さぼねっと（上川中部圏域緊急サポートネットワーク事業）

	令和５年度
利用者登録数	2
援助者登録数	2
実施箇所数（箇所）	2

②子育てサポート「ハッピー」（類似事業における活動団体）

	令和５年度
利用者登録数	40
援助者登録数	3
実施箇所数（箇所）	3

【量の見込み】

（年・延人数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
利用者数	48	48	48	48	48

【確保の方策】

- ・上川中部こども緊急さぼねっと…今後も周知を図り、継続して事業の展開を行っていきます。
- ・子育てサポート「ハッピー」…これまでも一定の利用実績があり、今後も一定数の利用は見込まれるため、事業の周知を図り継続して事業の展開を行います。

（７）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

本町には該当施設がないため、実施していません。

【量の見込み】

（年・実人数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
A. ニーズ量の見込み	1	1	1	1	1
B. 確保提供数	1	1	1	1	1
差異（B－A）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

本町には事業を実施できる施設がありませんが、令和7年度から新たに事業を開始し、必要に応じて近隣の児童養護施設などへの委託を検討していきます。

（８）延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【実施状況】

くるみ保育園が実施しています。（令和6年度から実施）

【量の見込み】

（年・延人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	120	120	120	120	120
B. 確保提供数	480	480	480	480	480
差異（B－A）	360	360	360	360	360

【確保の方策】

ニーズ量の見込みより確保提供数が上回っています。今後は、就労形態の多様化に伴い延長保育の需要が増えてくると予測されますが、現状で対応可能な状況となっています。

（９）病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実施状況】

本町では該当施設がないため実施していませんが、上川中部圏域で実施している、上川中部こども緊急さぼねっとを利用することができます。

【量の見込み】

（年・延人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	12	12	12	12	12

【確保の方策】

近年は利用実績がない状況となっておりますが、計画期間において利用希望があった場合でも、対応が可能と想定しています。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【利用実績】 (年・実人数)

	令和 5 年度
利用者数	60
実施箇所数（箇所）	1

【量の見込み】 (年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	43	50	44	41	44
1 年生	9	20	12	13	16
2 年生	14	6	14	8	9
3 年生	6	10	4	10	6
4 年生	8	4	7	3	7
5 年生	5	6	3	5	2
6 年生	1	4	4	2	4
B. 確保提供数	60	60	60	60	60
差異（B－A）	17	10	16	19	16

【確保の方策】

ニーズ量の見込みは、令和 8 年度がピークとなっていますが、現状で対応可能な状況です。また、令和 6 年度から放課後児童クラブ実施施設が中央学校内に移転したことで確保提供数を旧施設より確保できたため、今後も児童の健全な育成が図られるよう、継続して事業を展開していきます。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【実施状況】

本町では、妊娠の届け出をされた方に母子健康手帳の交付と妊婦一般健康診査（14 回）、超音波検査受診票（14 回）を交付し、専門医療機関を受診することにより、妊婦の健康保持・増進を図っています。

【量の見込み】 (年・実人数／延回数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
受診者数	8	8	8	8	8
受診件数	112	112	112	112	112

【確保の方策】

妊婦期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な健診がされるよう促すことで、異常の早期発見、早期治療及び精神的不安の解消を目指すため、今後も継続して事業を展開していきます。

（12）子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える妊産婦のいる家庭等を対象に、訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事や育児の支援を行い、自立して生活できるよう環境を整える事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【量の見込み】

（年・延人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	5	5	5	5	5
B. 確保提供数	0	0	0	0	0
差異（B－A）	-5	-5	-5	-5	-5

【確保の方策】

本町では、妊産婦の一時的な負担解消も含めた家事育児支援を独自で行っていますが、支援者の不足から対象者の自立に向けた支援までは実施できていません。支援を必要とする家庭に対し、家事・育児支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていけるよう、実施に向けて検討していきます。

（13）児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【実施状況】

本町では該当施設がないため実施していません。

【確保の方策】

町内外の関係機関との連携を含め、今後の事業に対するニーズ量の推移から必要があれば実施に向けて検討していきます。

（14）親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行う事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保の方策】

今後の事業に対するニーズ量の推移から必要があれば実施に向けて検討していきます。

（15）妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【実施状況】

子育て世代包括支援センターで実施しています。

【量の見込み】

（年・面談実施合計回数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	16	16	16	16	16
妊娠届出数	8	8	8	8	8
1 組当たり面談回数	2	2	2	2	2
B. 確保提供数	16	16	16	16	16
差異（B－A）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

現在は SNS（LINE）を使用した相談受付をするなど、妊婦等が気軽に相談できる体制を構築しています。今後も継続して事業を展開していきます。

（16）乳児等通園支援事業

保育施設等を利用しない満3歳未満の子どもを対象に、保護者等の多様な働き方やライフスタイルに合わせて支援を強化、または全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育施設等が利用できる制度です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	—	3	3	3	3
0 歳児	—	1	1	1	1
1 歳児	—	1	1	1	1
2 歳児	—	1	1	1	1
B. 確保提供数	—	3	3	3	3
差異 (B－A)	—	0	0	0	0

【確保の方策】

令和 8 年度の給付制度化に向け、計画期間中に課題等を整理し、整備を進めていきます。

(17) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【実施状況】

産後 1 年未満の母子を対象に「宿泊型」、「日帰り型」及び「居宅訪問型」による支援を助産院等に委託し実施しています。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	5	5	5	5	5
B. 確保提供数	5	5	5	5	5
差異 (B－A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開していきます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保の方策】

実費負担の部分については、低所得者の負担軽減を図るため、国が定める基準等に従い認められた実費徴収について、必要に応じて補助金等の検討を行います。

（19）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保の方策】

現在の保育施設で必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は各種事業の状況を考慮しながら、必要に応じて事業を展開していきます。

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、今後も教育・保育の一体的提供を推進します。

（1）認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て新制度では、認定こども園法が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われています。

○幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけします。

○既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。

○認定こども園の財政措置を「施設給付型」に一本化します。

本町では、令和7年4月に認可保育所のくるみ保育園が保育所型認定こども園に移行予定です。今後も関係機関と連携を図りながら、認定こども園に移行した施設の状況について情報共有を図っていきます。

（2）質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

（3）幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校（中央学校前期課程）との連携を推進します。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

○子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、各利用施設において請求書類の発行等を行うことで、給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

○特定子ども・子育て支援施設等の確認等については、北海道や施設所在市町村との連携や情報共有を図り、適切に取り組みます。

8. 関連施策の展開

（１）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則１歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

（２）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

比布町要保護児童対策地域協議会との連携を進め、児童虐待防止体制の強化を図ります。

○関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。

○発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。

○社会的養護施策との連携を図ります。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を４本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障がい児施策の充実等

障がい児（者）施策は、自ら居住する場を選択し、適切なサービスを受けながら社会参加を図ることが基本です。また、一人ひとりにあわせたサービス提供体制の整備と併せて、町民の障がい児（者）への理解が必要です。

地域において障がい児を支援する体制を整備するに当たっては、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援等の活用を通して、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、学校等の育ちの場において関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進します。また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。

- 乳幼児健康診査等で障がいの早期発見、早期対応ができるように体制整備を促進します。
- 障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
- 障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。
(自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む)
- サービスに関する情報について、サービスを必要とする人に必要な情報が届くように、また、地域で家族が孤立することがないように、情報提供及び相談窓口等の充実を図ります。
- 具体的な施策等については、障がい者計画及び障害福祉計画の中に詳細を記載しています。

(3) 次世代育成支援に関する事業の推進

次世代育成支援に関する事業の推進として、引き続き次のとおり各種施策を実施します。

1. 地域における子育て支援

①子育て支援サービスの充実

○子育て情報の提供

子育てに関して、子育て支援パンフレットや、保育園・学校と連携した「いちごっこファイル」の配布、町広報紙等を活用して、引き続き情報提供を行います。

②保育サービスの充実

保育所等では、発達の遅れ等により特別な支援が必要な児童に対して、職員を配置し保育を行っています。

今後も、保育所等と連携し保育環境の充実を目指すとともに、上川中部こども通園センター、上川中部基幹相談支援センター、子育て支援センター(こどものひろば)での相談支援体制の更なる充実を図ります。

③子育て支援のネットワークづくり

子育て支援を行うためのネットワークづくりとして、子育て支援センター、子育てサポート「ハッピー」、保育所等の保育関係施設、学校、民生委員協議会等の関係機関の連携を図り、ネットワークづくりを推進します。

2. 子どもや母親の健康の確保と増進

①子どもや母親の健康の確保

○乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の際に、病気や異常の早期発見と予防及び育児相談を行っています。子育てに関する不安や悩みを早い段階で解消し、健康なからだづくりができるよう、栄養指導等も行います。

○歯科検診

幼児健康診査時に歯科検診を行っています。口腔内の状況悪化が予測される児童に対して、歯科受診や健診等で継続的に経過が見られるよう支援を行います。

○各種予防接種の推進

乳幼児の定期接種の種類が増加しており、スムーズに接種できない場合もあるため、今後も接種勧奨等を行い、適切な時期に接種できるよう支援を行います。

②食育の推進

○妊婦・乳幼児等への栄養指導

妊娠期からの食生活が、その後の子どもの成長へつながることから、妊婦への訪問指導を実施しています。また、乳幼児健診時の栄養指導や離乳食教室を実施し、支援を行います。

○学校給食

児童が望ましい食習慣を身につけ、健康な生活ができるようにするとともに、外部講師による給食の栄養内容分析を実施・改善する等、栄養バランスのとれた学校給食の提供に引き続き努めます。

③思春期保健対策の充実

思春期は子どもが大人へと成長する大切な過程であり、心身共に大きく成長し、様々な悩みや不安を抱く時期のため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、学校や関係機関との連携を図り、生徒の心の問題解消に向けた支援を継続します。

④小児医療の充実

子ども達が健康で暮らせる環境づくりのため、町立診療所を中心に小児医療体制の確立に努めます。

また、学校での児童・生徒への健康診断、町が5・8年生を対象に実施のいちごっ子ヘルスアップ健診により、病気の早期発見、保健指導の充実を図ります。

3. 子どもの教育環境の整備

①学校の教育環境などの整備

○地域教育資源の活用

総合的な学習の時間等で、地域の農業や福祉の人材を活用し、学習内容の充実に努めます。また、豊かな心を育むため、自然環境を取り入れた学習など、特色を活かした教育活動を推進します。

○学校運営協議会制度の活用

学校が保護者や地域住民の意向を幅広く聞くためのもので、連携・協力しながら特色のある教育活動を展開して、広く学校運営についての理解を深め、地域に開かれた信頼ある学校づくりを進めます。

○教職員の研修

学校教育の直接の担い手である教職員の活動は、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、教職員の資質の向上を図るため、自らが主体的に日々の研修に努めるとともに、校内外における研修等に参加できる機会を確保します。

○家庭・地域との連携

いじめや非行等の問題行動の未然防止するため、街頭あいさつ運動やPTAによる学校環境整備等を通じて、家庭・地域との連携を図ります。

○幼児教育

これまでは町内に幼稚園がなく、保育園で一定の幼児教育的役割を担っていましたが、令和7年4月からは保育所型認定こども園が開設されることで、更なる幼児教育の充実を図ります。

②家庭や地域の教育力の向上

○子ども体験教室

少子化や核家族化、地域における人間関係の希薄化等の影響により、家庭や地域の教育力の低下が懸念される中、意欲あふれる自立した若者へと成長できるよう、地域サポーターの協力による子ども体験教室など、親子体験活動や地域住民との交流活動を推進します。

○子ども会への支援

地域で様々な交流等を行っている子ども会の育成・支援・体制づくりに努めます。

○ブックスタート

子どもの心の成長を支援するため、乳幼児健診時に絵本などが入った「ブックスタートパック」を贈り、幼児期から絵本を通した子育て支援の推進を図っています。

○スポーツ少年団活動等の育成・支援

子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団等の活動を引き続き支援します。

4. 生活環境の整備と安全の確保

①安心して外出できる環境の整備

○道路・公園等の整備

親子連れなど、あらゆる人が安心して外出できるよう、段差を解消したバリアフリー化、トイレ内にベビーシートや女性用トイレに小児用小便器を設置するなどの整備に努めます。

また、中央ふれあい広場遊具の老朽化に伴い、令和5年度から再整備を実施していましたが、令和7年度に整備が完了し供用を開始することから、町民全体が安心して外出できる環境が整備されます。

○街路灯・標識の設置

子どもを犯罪や事故の被害から守るため、地域住民などから要望があれば現地を調査し、必要な街路灯や標識の設置に努めます。

②安全を確保する防犯活動の推進

○安全で住みよい町づくり条例に基づく活動

地域住民や関係団体と連携し安心・安全な町づくりを目指します。

○防犯協会活動事業

子どもを犯罪等から守るため、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制を確立します。

○防犯パトロールの実施

学校関係者やPTA等の関係団体と連携して、街頭巡回、街頭あいさつ運動や列車添乗などのパトロール活動を推進します。

○地域安全ニュースの配布

地域安全ニュースなどのリーフレットを全戸配布し、防犯意識の啓蒙を図ります。

○「子ども110番の家」の活用

子どもが不審者等から声をかけられたりした場合に、助けを求め駆け込むことができる「子ども110番の家」を町内の商店等の協力を得て、取り組みを進めます。

③交通安全を確保する活動の推進

○交通安全教室等の実施

警察等の関係機関と連携し、幼児や中央学校前期課程を対象とした交通安全教室や、新入学児童の交通安全指導を実施します。

○交通安全街頭指導の実施

毎月1・15日の「交通安全の日」をはじめ、毎日の児童生徒の登校時や各種行事において交通指導員、PTA等による街頭啓発・指導を行います。

○交通安全意識の啓発活動

各期別交通安全運動に合わせ、関係機関・団体と連携しながら交通安全キャンペーンを実施し、町民意識の高揚を図ります。

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

町広報紙などで男女共同参画の啓発に努めます。また、職場優先の意識や固定的な役割分担意識等の解消のため、関係機関と連携して情報の提供に努めます。

②仕事と子育ての両立支援

保護者の多様な働き方、ニーズに応えられるよう保育サービス、放課後児童健全育成事業の充実に努め、保護者が働きやすい環境づくりを進めます。また、仕事と子育ての両立支援のための体制整備、関係法制度等について、関係機関と連携して情報の提供に努めます。

第4章

計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

（１）行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

（２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

（３）地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

（４）企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

（５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、協働して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。